

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。昨年十一月に、ちょうど本特別協定の改定交渉の大詰め新时期でありましたが、当委員会で質問いたしました。そして、いよいよ協定そのものについての審議が始まったということでもあります。

先ほど来ありましたが、思いやりと称して在日米軍駐留経費の負担が始まって三十年ということでありまして、その総額は五兆円を超えました。これに各省庁が地位協定に基づいて支出する駐留経費や提供国有財産借上げ試算を含めると、総額約十四兆円という規模を超える大変な額になります。その上さらに、二〇〇六年五月のロードマップの合意を受けて、米軍再編関係経費が二〇〇六年度補正予算から具体化をされているわけでもあります。

そこで、まず防衛省に質問したいと思いますが、二〇〇六年度補正予算以降、二〇〇八年度当初予算まで、この米軍再編の関係経費というのは歳出ベース、契約ベースで幾らになっているでしょうか。お答えください。

◆長岡政府参考人

米軍再編関係経費でございますけれども、ただいま先生から御指摘ございましたように、これまでに、地元の負担軽減に関する措置でございますけれども、平成十八年度補正予算、歳出ベースで四十八億円、契約ベースで百十億円、平成十九年度予算につきましては、歳出ベース七十二億円、契約ベース百六十六億円、平成十九年度補正予算につきましては、歳出ベース百七十一億円、契約ベース二百三億円、平成二十年度予算案につきましては、歳出ベース百九十一億円、契約ベース三百七十億円を計上させていただいております。

累計額について申し上げますけれども、歳出ベースでは五百十八億円、契約ベースで八百五十億円でございます。

○笠井委員

それは、二〇〇八年度も入っていましたっけ。済みません。

◆長岡政府参考人

入っております。二〇〇八年度、平成二十年度予算でございますが、歳出ベースで百九十一億円、契約ベースで三百七十億円でございます。

○笠井委員

相当な額がわずかの間に措置されてきているわけでもあります。まさに在日米軍関係の経費の負担が新しい膨張をいよいよ開始しているという事態だと思えます。

そこで、これまでも繰り返したできてまいりましたけれども、総額三兆円とも言われてきた米軍再編の我が国の経費負担額については、一体これは今幾らぐらいになっているというふうに政府は言われるのでしょうか。

◆西宮政府参考人

お答え申し上げます。駐留軍等の再編案の詳細な計画などにつきましては現在日米間で検討が進められているところでございまして、駐留軍等の再編全体に係る日本側の経費負担について具体的に申し上げる段階にはございません。今後、厳しい財政事情を踏まえて鋭意検討を進め、所要の経費を精査してまいります。

なお、具体的な日本側の経費負担の内容につきましては、政府として、各年度の予算において所要の経費を計上し、国会において審議をお願いすることになると思えます。

○笠井委員

具体的に申し上げる段階じゃないということはずっと言ってきたわけです。

私、去年の三月一日の衆議院の予算委員会で質問しまして、当時安倍総理ですが、日米間で検討して詰めている、鋭意検討を進めて、できるだけ早い段階で明らかにしていきたいというふうに言われました。昨年十一月の当委員会でも防衛省は答弁して、現在積み上げた数字はないけれども、わかり次第作業を急ぎたいというふうに言ってきた。

経過はどうなっているか、一体いつになったらここを明らかにするのかという問題でありまして、今各年度ごとにやってみますみたいな話まで言っていましたがけれども、結局、今までは、きちっと出します出しますと言ってきたわけですよ、鋭意やっている、作業をしていると。

政府は、前回改定では、在日米軍の再編の進展を見きわめることが困難であるとの特殊な事情を踏まえて、従来よりもさらに暫定的な協定ということで説明をして、二年延長にしました。今度も三年の延長ということでもあります。

外務大臣、ところが、米軍再編の負担の全体の額あるいは規模については一向に明らかにせず、今度も特別協定だけはこれまでの枠組みで三年間はやってほしいと。これは余りに虫がいいという話になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◆西宮政府参考人

お答え申し上げます。今回の新たな特別協定が三年になったということの背景に関連いたしまして、平成十八年五月の2プラス2において、在日米軍再編に係る最終報告、いわゆるロードマップが発表されてはおりますが、個別の再編計画の詳細はまだ両国間で議論している最中でありまして、現時点でもなお在日米軍再編の最終的な経費の全体が見えていないことというのが一つの大きな背景でございます。

ちなみに、そのほか、第二に、在日米軍の駐留をより安定的に実施していくとの観点、第三に、今回の交渉の結果、今後在日米軍駐留経費負担の包括的見直しを行うことを勘案し、さらに第四に、御指摘のとおり、二年の期間である現行特別協定と合わせると二プラス三で五年になることなどを総合的に勘案いたしまして、今回の新しい協定案の有効期間を三年といたした次第でございます。

○笠井委員

結局、全体の額、総額幾らになるか、これは急いで進めます、出しますと言いながら明らかにしないままに、どんどんそうやって改定はする、そして一方では、実態としては、国民の目の前で在日米軍施設の建設がどんどん進められるというのは、到底納得できない事態だと私は思うんです。

これまで米軍の基地、施設については、政府は、地位協定二十四条によって、提供施設整備費ということで、F I Pということで見てきました。そこで防衛省に伺いますが、二〇〇一年以降の提供施設整備費、F I Pについて、新規採択案件と継続案件を金額ベースで比較すると、継続案件の比率というのはどのぐらいのものになるか、パーセントで端的にお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆地引政府参考人

お答えいたします。平成十三年度以降、継続事案が占める、申しわけありませんけれども件数で申し上げますと、各年度ごとにお答えいたしますと、平成十三年度は七％、平成十四年度は八六％、平成十五年度は八二％、平成十六年度は七九％、平成十七年度は八七％、平成十八年度は九四％、平成十九年度は九〇％、平成二十年度の今御審議をいただいているベースでは九五％という状況になっております。

○笠井委員

もう九割以上、九五%以上ということで、ほとんど継続案件ばかりです。金額ベースでいったらもっと多いんだと思うんです。九九%を超えているというふうに私は聞いているんですけども。ところが、これまで地位協定二十四条で日本側が負担するといつて整備してきた、F I P と実態的には同じような施設です、これを米軍再編関係経費で措置されようとしてきている。例えば、岩国飛行場の建設整備費などが既に措置をされております。

一方で、国民には、負担全体、米軍再編で幾らになるかを明らかにしないで、提供施設整備、F I P の見かけは減らしてくる、そして、ほとんど継続案件というふうにしなげら、実は米軍再編関係経費という新たな枠組みの中でどんどん在日米軍基地、施設の整備費が盛り込まれて整備がされていく、これが、いろいろ名前は変えても実態だということだと思ひんです。私は、非常にごまかしのやり方をやっていると思ひます。

二〇〇六年五月のロードマップでは、これらの案の実施における、つまり、米軍再編に伴う案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものであるというふうひ明記をされてひます。

そこで、これは外務大臣に伺ひたいんですが、政府は、これは沖縄の負担軽減ということなどを求めたことなので日本側が持つのは当然というふうにおっしやりたいのかもしれませんが、これは結局、名目を変えたりいろいろ装ひを変えながらアメリカ側の言いなりのままに日本が忠実に施設整備を請け負っている、これが実際じゃないんですか。外務大臣、いかがでしようか。

◆高村国務大臣

在日米軍の兵力態勢の個別の再編案については、一昨年五月の再編実施のための日米のロードマップにおいて、再編案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本政府が負担するものである、また、米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担することとなっており、これらの考え方にに基づき経費負担することとなっておりまひす。このように、日本側が在日米軍の施設整備に係る費用を基本的に負担することとされているのは、日米地位協定二十四条二の規定を踏まえたものであります。

いずれにしても、在日米軍の兵力態勢再編に係る経費については、関係省庁で検討しているところであり、現時点ではいまだ確定しておりません。

冒頭、委員が、沖縄の負担軽減のためと言ひたいのですが、こうおっしやいましたが、まさにそう言ひたいのであります。

○笠井委員

負担軽減どころか、実際は負担がふえているというのが沖縄の実感であるし、実態だということが、この間はっきりしてひます。

私は、ここに米国防総省の文書を持ってきてまして、これは米国防総省の指令第四二七〇・三四というものでありますけれども、海外基地の建設あるいは施設整備についての方針を示した内規であります。この中に、要するに、何というタイトルかといひますと、米太平洋軍管轄地域における受入国の費用負担による建設計画という文書であります。

ここでは、国防総省の政策、ポリシーとして、太平洋地域において、つまり日本などにおいて、米国としては、米軍基地、施設を建設整備する場合には、米国の軍事建設予算、M I L C O N で計画するのではなく、その前にまずは受け入れ国負担を優先させるべきだという形で明記をされてひます。つまり、日本について言えげ、まず日本側へかけ合え、それが第一番だということが書いてあるわけでありまして、これは国防総省の政策方針だというわけでありまひす。

これを見ますと、二〇〇五年の一月の十二日にこれはつくられたものでありまして、二〇〇七年四月二十四日には最新版でバージョンアップされてあるということになってひます。つまり、

これは米軍再編に臨むに際して、そういう時期に当たりますが、アメリカ側の生きた方針となり、さらに中間報告、二〇〇五年十一月から、ロードマップ、二〇〇六年五月の合意に向けて、再度米側がこれを確認しているという方針、指示文書だというふうに思うんです。我が国での米軍再編特措法の成立時期にも合致した米国防総省の政策であります。

当時の、再編の議論をしていたときの安倍総理は、とにかく、さっきも言いましたが、この負担については幾らになるか日米間で詰めているということを繰り返したわけですけれども、外務大臣、この費用負担についてロードマップに明記された、先ほども御説明ありましたが、明示されない限り日本国政府が負担するものであるという規定は、結局この米側の方針があるわけですから、これが反映されたものじゃないかと思うんです。少なくとも、一方の合意相手のアメリカ側にこういう政策があった、その結果として、今、実際に負担増がどんどんふえているということなんじゃないでしょうか。いかがですか。

◆高村国務大臣

日本側の意図とすれば、第一に、沖縄県民の基地負担を軽減したいという強い願いが日本政府にもありまして、そういう結果でアメリカに強く迫った。そういうこともある中で、まさにそういう施設整備に係る費用については基本的に日本が負担する、そうされた。だから、アメリカ側にとっても都合がいい面もあったかもしれませんが、日本側にとってもそういう意図があっただけをお願いをして、そういうふうに、負担すべきものは負担するようになった、こういうことでございます。

○笠井委員

沖縄の負担軽減どころか負担増というので、それから、負担増ということでは、全国各地でそういう事態が起こっているわけです。岩国だってそうです、それから厚木だってそうです。結局、そういう形でいろいろな負担増がやはり全国各地で展開している。

もともと、アメリカの方は日本側に持たせろという方針で臨んでいるということでもありますから、まさに、そういう点でいいますと、アメリカ側にこういう政策を持たせた、アメリカ側からの費用負担の要求に特別協定までも結んでこたえて、そして改定交渉のたびに負担を拡大してきた我が国の姿勢そのものに起因しているということも言わなきゃいけないと私は思うんです。日本側はこたえるんだということで、アメリカがそういう認識で臨んできているという問題があると思います。

そして、国会と国民に対しては、在日米軍関係経費の負担がどうなるかということについては全体像、総額も明らかにしない、示さない。これではやはり政府として余りに情けない、私はこういう問題を指摘したいと思います。今後さらに審議で追及したいと思います。終わります。

◆平沢委員長

笠井君、ちょっと待ってください。長岡経理装備局長から発言を求められているので、これを許します。

◆長岡政府参考人

先生、先ほど、冒頭申し上げました米軍再編関係の予算でございますけれども、平成十八年度補正予算、歳出ベース四十八億円と申し上げましたけれども、八十四億円の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。(笠井委員「合計は変わりませんか」と呼ぶ) 変わりません。読み間違いでございます。申しわけございません。

○笠井委員

ちょっと数字がおかしいと思ったので、さっき聞き直したんですけれども。終わります。